感染症の予防及びまん延の防止のための指針

法人名：

事業所名：

１．本指針作成の要旨

【事業所名】は、感染症の発生を予防、及びまん延を未然に防止し、速やかに対応する体制を構築することにより、利用者の健康と安全を継続的に守り、適切かつ安全で、質の高いサービスの提供を図ることができるよう本指針を定める。

２．平常時の対策

①　感染対策委員会の設置

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を設置し、おおむね●月に１回（※１）の頻度で開催する。感染対策委員会では、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。感染対策委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

|  |
| --- |
| （※１）訪問系、計画系サービスについては最低６月に１回以上の頻度を定めてください。なお、この□については、作成時には削除してください。 |

②　感染症対策指針の策定及び見直し

　従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従業者が感染源となることを予防し、利用者及び従業者を感染症等への罹患から守ることを目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための指針（本指針）」を整備する。

　また、新型感染症の流行状況を注視し、必要に応じて指針の内容の見直しを行う。

③　感染症対策研修及び訓練（シミュレーション）の実施

　感染症対策に関する知識を組織的に浸透させるため、全従業者対象に年に●回以上（※２）の研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。また、従業者の新規採用時にも感染症対策研修を実施する。研修においては、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとする。

研修の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が中心となり実施する。

|  |
| --- |
| （※２）訪問系、計画系サービスにおいては、最低年に１回以上の頻度を定めてください。なお、この□については、作成時には削除してください。 |

④　事業所内の衛生管理について

　事業所内の衛生管理については、「障害福祉サービス事業所・事業所従業者のための感染対策マニュアル」（令和２年12月厚生労働省作成、以下感染対策マニュアルという。）の内容に基づき、手洗いうがいをはじめとした日常的な感染予防策の励行、必要に応じた事業所各部の消毒を行うなど、支援を行う環境につき常に衛生的な状態を保つよう努めるものとする。

３．感染症等発生時の対応

日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや感染症に係る業務継続計画（BCP）に従い、直ちに感染症発生状況の把握に努める。

　感染事例等発生後は、感染拡大の防止のため、以下の感染拡大防止策を実施する。

①　必要に応じてサービス提供中におけるマスク、手袋、フェイスシールド等の個人用防護具（PPE）の着用を行う。

②　従業者については、検温等の体調確認を徹底させ、熱をはじめとした感冒様症状がある場合、下痢等消化器系の不良がある場合等、感染を拡大させるおそれのある者については出勤を控えるよう指示し、事業所又は法人内で代わりの従業者による対応を検討する。

③　支援の実施の中で、感染拡大のリスクが高い場面が無いか改めて確認し、支援の方法の変更又は支援の一部中止を検討する。

４． 医療機関及び行政機関等との連携について

　サービス提供中に利用者が体調不良を訴えた場合や、従業者による利用者の様子観察により体調不良である様子が認められる場合には、速やかにその旨を家族等に報告する等の必要な措置を講じる。

　緊急の受診が必要な場合については、必要に応じて利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

　また、以下のいずれかに該当する事例については、以下の行政機関への報告を行う。

１　同一の感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間に２名以上発生した場合

２　同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者数の半数以上発生した場合

３　上記１及び２に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

|  |  |
| --- | --- |
| 報告先① | 西宮市健康福祉局生活支援部生活支援課TEL：0798-35-3923　FAX:0798-35-5304 |
| 報告先② | 西宮市保健所保健予防課TEL：0798-26-3675　FAX: 0798-33-1174 |

５．その他

本指針に定める事項以外にも、感染症の予防及びまん延の防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、感染症対策に取り組む。

　附則

本指針は、令和〇年〇月×日より施行する。